

対応箇所				No	ガイドライン（素案）の記載	ガイドライン（成案）の掲載内容案	掲載意図・参考元
「4. 個人情報の取扱いに係る検討」	4.7	プライバシー	ガイドライン素案 P28～29	1	こどもデータ連携の取組において利用する個人情報は、こどもや家庭の機微な個人情報であるため、個人情報保護法に準拠していれば充分であるとは言えず、プライバシーに配慮しつつ取組を実施する必要がある。 プライバシー保護に関する記載は、その正確性を担保するため、プライバシーに関連するガイドブック等を確認する必要がある。特に、「個人情報保護法第 3 条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第 13 条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。」（基本方針 1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向（2）法の基本理念と制度の考え方）とあるように、地方公共団体の政策や事業活動においても、個人情報の適正な取扱い及びプライバシー保護の視点を忘れてはならない。 また、政策基本原則において、「本原則は、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告等」を踏まえたものであり」とされることから、プライバシー保護の観点においては、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」（OECD 8 原則）を確認し、実施にあたり参照されたい。さらに、こどものデータについて国際的な議論の動向が確認できる資料についても「資料編」に記載しているため、必要に応じて参考とされたい。	（内容の修正はありません）	－
				2	本ガイドラインにおいては、こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項とプライバシーガバナンスについて記載する。記載にあたっては、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」を参考にしている。なお、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」においては、プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲が「図 4-2 プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲」のように示されており、個人情報保護法上で守られるべき範囲に限定されないことが述べられている。	本ガイドラインにおいては、こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項とプライバシーガバナンスについて記載する。記載にあたっては、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」やEU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）、実証事業の報告書等を参考にしている。なお、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」においては、プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲が「図 4-2 プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲」のように示されており、個人情報保護法上で守られるべき範囲に限定されないことが述べられている。	▶プライバシーの記載を行うにあたって用いた資料を記載追加した。
				3	－	GDPRにて、こどもは「個人データの取扱いと関連するリスク、結果及び関係する保護措置、並びに、自らの権利について十分に認識できないかもしれないため、その個人データに関して特別の保護を享受する。」（GDPR前文38条）との記載がある。本取組においても、こどもや家庭のデータ収集や利用において「特別の保護」を考慮する必要がある。	▶GDPR前文の内容を踏まえ、「EU一般データ保護規則（GDPR）（こどもの特別な保護）」について記載追加した。（資料1：P17-1）
				－（※右記掲載内容案はガイドライン素案（P24「本人の同意があるとき」）より抜粋し加筆）	支援を必要としているこどもを把握する際に活用する個人情報について、その取得にあたり同意を得る場合は、児童虐待のケース等、親権者等から同意を取得することが、こどもの最善の利益につながらない場合があることに留意が必要である。また、あらかじめこども本人又は親権者等から同意を取得した個人情報だけを活用して支援を必要とするこどもを把握する場合、利用できる情報が少なく、収集した個人情報のみで支援の必要性を判断するには限界があることが、これまでの実証事業で報告されているため、これらの点に留意すべきである。	▶パブリック・コメントを踏まえ、「EU一般データ保護規則（GDPR）（同意取得）」について記載追加した。 ▶ガイドライン素案（P24）より、同意取得の際の留意点（同意取得が困難な事例）として、記載内容を抜粋し、加筆している。（資料1：P17-2）	
				－（※右記掲載内容案はガイドライン素案（P26「4.4 個人情報の取扱いの委託等」）から移動し加筆）	支援を行う際には、業務委託を受けず自主事業としてこどもや家庭への支援を実施している NPO 等民間団体と協働する場合が考えられる。その場合には、支援対象者となるこどもや家庭に対して丁寧に必要性を説明した上で、支援に必要な範囲で保有個人情報を支援団体に提供することへの同意の取得が原則必要となる。しかし、こどもの生命や身体保護のため緊急の支援が必要であり、同意の要否を検討する場合もある。同意取得の要否も含め、年齢、抱えている困難の性質、状況等から、誰からどのように同意を取得すべきであるか、こどもの最善の利益を第一に考え適切な方法を検討されたい。 なお、こども本人から同意を取得する場合には、対象となる個人情報の項目やこどもデータ連携の取組の性質を踏まえて、その有効性を個別具体的に判断する必要がある。その際、こども本人が同意したことによって生ずる結果について、本人が未成年者であり判断できる能力を有していない等の場合には、親権者又は法定代理人等から同意を得る必要がある（事務対応ガイド 4-5-2（1））ことにも留意が必要である。	▶パブリック・コメントを踏まえ、「EU一般データ保護規則（GDPR）（同意取得）」について記載追加した。 ▶ガイドライン素案（P26）にて、外部支援団体との情報連携における本人同意についての記載があるが、ガイドライン成案ではプライバシーの議論で同意取得を扱うため、記載内容を移動、修正している。（資料1：P17-2）	

対応箇所					No	ガイドライン（素案）の記載	ガイドライン（成案）の掲載内容案	掲載意図・参考元
「4. 個人情報情報の取扱いに係る検討」	4.7.1	こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項	個人情報取得	ガイドライン素案 P29	4	個人情報を取得する際には、政策目的を明確化した上で、政策目的を達成するために必要最小限の情報のみについて、プライバシーに配慮した形で取得すること。	個人情報保護法で要求されている本人への利用目的の明示のみならず、プライバシーの観点より、政策目的を明確化し住民に周知することが重要である。また、個人情報の取得は、データの利用目的を達成するために必要最小限の情報のみを取得すべきである。	▶実証事業の報告書を踏まえ、「政策目的、データの利用目的の住民への周知と必要最小限の情報」について記載追加した。（資料1：P18-1）
					5	－	本取組において、こども本人にデータの利用目的等を明示する場合には、こどもが理解できるように明確かつ平易な言葉を用いるなどの適切な措置を講じられたい（GDPR第3章第1節第12条第1項に同趣旨の記載がなされている。）	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、「説明平易化（特にこどもに対して）」について記載追加した。 ▶GDPRの内容を本事業に当てはまるように内容修正している。（資料1：P18-2）
					－	－	（本項に述べる「個人情報の取得」に関わる留意事項については、「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」に記載の「6. 個人情報の取扱いに係る検討」にて特に留意すべきである旨を、表4-3に記載追加する。）	▶自治体にとって使いやすくなるように、どの業務で留意すべきか明示している。
			支援の必要性の判定		6	取得した個人情報を基に、判定ロジックを用いて対象者の支援の必要性を判定する場合、判定ロジックによる結果のみに基づいて対象者を判断することは許容されず、人の目による支援等の必要性の確認を補助する材料の一つとすること。	判定ロジックを用いて支援が必要なこどもを把握する場合、判定ロジックによる結果のみに基づいて対象者を判断することは、GDPR記載のプロファイリング（データを用いて自動的に個人の側面を評価すること。GDPR第1章第4条第4項に本趣旨）を行うことであり、プライバシーの保護や差別偏見の助長を防ぐ観点から許容されない。そのため、必ず人の目による支援等の必要性の確認を行い、その判断を補助する材料の一つとして判定ロジックの結果を活用することが求められる。	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、「プロファイリング（データのみによる自動決定）の禁止」の記載追加した。（資料1：P18-2）
					－	－	（本項に述べる「支援の必要性の判定」に関わる留意事項については、「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」に記載の「10. 人の目による支援等の必要性の確認」にて特に留意すべきである旨を、表4-3に記載追加する。）	▶自治体にとって使いやすくなるように、どの業務で留意すべきか明示している。
					7	複数の関係者が集まり、支援方針の決定、見守り・支援の実施、フォローアップ・検証を行う場合、プライバシーに配慮の上、当該業務に必要な範囲の関係者に必要最小限の情報のみを提供するようにすること。	複数の関係者が集まり、支援方策の検討、支援の実施、フォローアップを行う場合、①当該業務に必要な関係者の範囲を明確化し、②支援目的とデータの関連性に留意した上で、支援目的に沿った必要最小限のデータの取得、利用及び提供を検討することで、有効な支援検討につなげることが重要である。	▶実証事業の報告書を踏まえ、「支援業務に必要な範囲の関係者に対する情報提供と有効な支援検討」について記載追加した。（資料1：P18-3）
			対応方針の決定／見守り・支援の実施／フォローアップ・検証		8	－	実際に支援を行う際には、全てのこどもに対して、年齢や発達段階に応じて、支援内容やその内容へのフィードバックについて意見を述べる機会を確保していくことが重要である（こども基本法第3条第4節に同趣旨の記載がなされている。）。	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、「こどもの意見表明権」について記載追加した。 ▶こども基本法を参考に記載した。（資料1：P18-4）
					9	－	行政機関等が保有する個人情報は、利用目的に照らして必要最小限のものである必要があり、利用目的を超えた個人情報の保有は、「安全管理上の問題」や「誤った利用等がなされるおそれ」があるため、利用目的の達成に必要ながなくなった情報は速やかに削除すべきである。	▶実証事業ガイドライン、事務対応ガイドを踏まえ、「データの削除」について記載追加した。（資料1：P18-5,6）
					10	－	GDPRにおいて、個人が、自己に関係する個人データの取扱いに対して、異議を述べる権利を有すると記載があること（GDPR第3章第4節第21条第1項に本趣旨）から、開示請求等を受けた際には、分析結果も含めた開示等に応じることが望ましい。この際、開示等に応じること、他のこどもや家庭のプライバシーを侵害することがないように、配慮を行うことが重要である。	▶実証事業の報告書を踏まえ、「開示請求による分析結果の開示」について記載追加した。（資料1：P18-1,2）
					－	－	（本項に述べる「対応方針の決定／見守り・支援の実施／フォローアップ・検証」に関わる留意事項については、「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」に記載の「11. 支援方策の検討」、「12. 支援の実施」にて特に留意すべきである旨を、表4-3に記載追加する。）	▶自治体にとって使いやすくなるように、どの業務で留意すべきか明示している。

対応箇所				No	ガイドライン（素案）の記載	ガイドライン（成案）の掲載内容案	掲載意図・参考元
「4. 個人情報情報の取扱いに係る検討」	4.7.2	プライバシーガバナンス	ガイドライン素案P30	11	プライバシーに配慮してこどもデータ連携の取組を実施していくにあたっては、プライバシーガバナンスを構築することが重要である。プライバシーガバナンスは、プライバシー問題の適切なリスク管理と信頼の確保に向けて、管理者（総括管理主体となる部局の長等）が積極的にプライバシー問題への取組に関与し、組織全体でプライバシー問題に取り組むための体制を構築し、それを機能させることが、基本的な考え方となる。具体的には、管理者は、以下の3点について検討する。その際は、専門的な知見に基づく意見の聴取のため、各地方公共団体の設置する審議会等への諮問（個人情報保護法第129条）も検討されたい。	（内容の修正はありません）	－
					また、プライバシー影響評価（PIA）を実施する等、プライバシーリスクについて客観的な評価を行うことも考えられる。	また、プライバシーガバナンスを構築する際に、特定個人情報保護評価（*1）や、プライバシー影響評価（PIA）を実施することもあり（*2）、実証団体での事例も存在する（*3）。これらの取組のように、プライバシーリスクについて客観的な評価を行うことも考えられる。	▶第1回検討会の御意見を踏まえて、「PIAの活用が有効であること、実証団体の取組紹介」について記載追加した。 *1 個人情報保護委員会、「特定個人情報保護評価」、 https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/ *2 個人情報保護委員会、「データガバナンス（民間の自主的取組）」、 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/independent_effort/ *3 こども家庭庁、「こどもデータ連携の取組の推進」、 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/7c105b71/20240423_policies_kodomo-data_51.pdf 、 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/186c0a4c/20240423_policies_kodomo-data_55.pdf 、 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/7aced123/20240423_policies_kodomo-data_52.pdf
				12	① プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化 管理者は、プライバシーを保護することが、こどもデータ連携の取組を進める上での重要事項の1つであると認識し、組織の一貫した対応を可能とするプライバシー保護の軸となる基本的な考え方や、プライバシーリスクに能動的に対応していく姿勢を、明文化し、組織内外に周知することが必要である。また、プライバシー保護の軸となる基本的な考え方やプライバシーリスクに能動的に対応していく姿勢を上意下達で浸透させることで、組織全体にプライバシー保護への認識を根付かせることができる。また、組織内部に限らず、住民等、組織外に対しても公表することが重要である。管理者には、明文化した内容に基づいてプライバシー保護への取組を実施することへの説明責任に留まらず、最終的かつ包括的な責任を果たすことができる状態を確保することが求められる。明文化の具体的な形としては、宣言の形をとったプライバシー保護方針や、組織全体での行動原則等を策定するケースもある。	（内容の修正はありません）	－
				13	② プライバシー保護責任者の指名 プライバシーガバナンスの実現には、管理者による関与と、プライバシーガバナンスに係る姿勢について明文化した内容の具体的な実践が不可欠である。そのために、管理者は、組織全体のプライバシー保護への対応の責任者（以下、「プライバシー保護責任者」という。）を指名し、管理者が姿勢を明文化した内容を踏まえて、その実践を行うための責任を遂行させることが必要である。管理者は、プライバシー保護責任者から報告を求め、評価をすることで、組織の内部統制をより効果的に機能させる。その際には、プライバシー保護責任者の責任範囲を明確にし、プライバシー問題の発生を抑止するために必要な対応を遂行するための権限も与える必要がある。 なお、プライバシー保護責任者の下に、実質的なプライバシー保護の機能を担う中核組織として、プライバシー保護組織を設置することが望ましい。プライバシー保護組織の役割としては、プライバシーに関わる情報を集約しつつ、関係部局と連携し、事例や有識者の知見等を活用しながら、プライバシーリスクを発見することが挙げられる。また、有事の際には、プライバシー保護責任者への報告も必要となる。さらに平時におけるプライバシー保護責任者への報告・連絡・相談や、知見を蓄積し、関係部局へ共有することも重要となる。	（内容の修正はありません）	－
				14	③ プライバシーへの取組に対するリソース投入 管理者は、姿勢を明文化した内容の実践のため、必要十分な資源（ヒト・モノ・カネ）を投入することが求められる。プライバシー問題に対応するための体制を構築し、そこに十分な人員を配置することや、人材育成、新たな人材の確保を実施することが必要である。	（内容の修正はありません）	－

対応箇所					No	ガイドライン（素案）の記載	ガイドライン（成案）の掲載内容案	掲載意図・参考元
「7. 支援への接続」	7	支援への接続	支援全体における留意事項	ガイドライン素案 P43	1	－（※右記掲載内容案はガイドライン素案（P43「1. 人の目による支援等の必要性の確認」）から移動）	こどもデータ連携の取組においては、データを活用することで、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を統計的に抽出するが、これは、特定の困難等がある者がデータ項目に該当することが多いという統計情報であり、データ項目に該当するからといって、直ちに特定の困難等があると断定することはできない。データだけをもって困難等が「ある」と断定することは憲法第13条における個人の尊重や人格権への侵害、差別偏見を防ぐという観点から許容されず、人の目により、支援や見守り等の必要性の確認・検討を行う必要がある。	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、データによる差別防止の内容を一番最初に配置した。 ▶ガイドライン素案（P43）の「人の目による支援等の必要性の確認」の記載を移動し、第1回検討会の御意見、実証団体の報告書を踏まえ、記載修正した。（資料1：P23-1,2）
						－	支援主体によって個人情報への認識の差が大きい場合も考えられるため、差別的取扱いがないよう、こども本人への声かけ等における伝え方への配慮等について注意喚起をすることも有効である。	▶実証団体の報告書を踏まえ、「支援主体に対する注意喚起」を記載追加した。（資料1：P23-3）
					2	－	本取組においては、「こどもの最善の利益」が最優先であるということ念頭に置き、関係者間で認識を共有することも重要である（こども基本法第3条第4節に同趣旨の記載がなされている。）。	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、「こどもの最善の利益」が最優先であることの共有」について記載追加した。
	7.1	支援の流れ	人の目による支援等の必要性の確認	ガイドライン素案 P43～44	3	こどもデータ連携の取組においては、データを活用することで、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を抽出するが、データだけをもって困難等が「ある」と断定することはプライバシーの保護や差別偏見の助長を防ぐという観点から許容されず、人の目により、支援や見守り等の必要性の確認・検討を行う必要がある。	（「支援全体における留意事項」に移動）	－
					4	人の目による支援等の必要性の確認を実施する際には、必要に応じて、こどもや家庭の状況を正確に把握するため、関係機関等から必要な詳細情報を収集することが考えられる。その上で、これまでに把握した情報を基に、こどもや家庭がどのような状況にあるか、どのような支援が足りていないか等を多様な観点からアセスメントし、支援の必要性や緊急性を検討することが必要である。データだけをもって判断しないためにも、日々のこどもの様子を把握している保育所、幼稚園や学校等の関係機関からの聞き取り等による情報収集を行う例は実証事業でも多く見られ、一つの有効な手段であると考えられるが、その際には、こどもに対する偏見や不当な取扱い等が生じないよう、十分に配慮する必要がある。	人の目による支援等の必要性の確認を実施する際には、必要に応じて、こどもや家庭の状況を正確に把握するため、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を把握するために活用したデータに限らず、関係機関等から必要な詳細情報を収集することが重要である。その上で、これまでに把握した情報を基に、こどもや家庭がどのような状況にあるか、どのような支援が足りていないか等を多様な観点からアセスメントし、支援の必要性や緊急性を検討することが必要である。その際、実証事業において、判定ロジックによるリスク判定を児童福祉法の「通告」（児童福祉法第21条の10の5）と同様に捉え、要対協に登録するか判断するための情報収集を行う事例も存在する。データだけをもって判断しないためにも、日々のこどもの様子を把握している保育所、幼稚園や学校等の関係機関からの聞き取り等による情報収集を行う例は実証事業でも多く見られ、一つの有効な手段であると考えられるが、その際には、こどもに対する偏見や不当な取扱い等が生じないよう、十分に配慮する必要がある。 ※事例を記載する箇所が、読者にとって分かりやすい形になるように記載を工夫いたします。	▶第2回検討会の御意見を踏まえ、「支援のための情報収集」について記載追加した。
						－	こどもや家庭に対する偏見や不当な取扱い等が生じないよう、データ項目における抽出結果だけではなく、事業目的を丁寧に支援機関に共有した上で、支援要否を決定するなどの配慮も必要となる。	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、「支援機関に対するデータ内容や事業目的説明」について記載追加した。
					5	なお、データの活用により、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭が多数抽出された場合等、何らかの優先順位を付ける必要が生じることも考えられる。そのような場合において、実証事業では、例えば保育所や幼稚園に所属していない未就園児等、地方公共団体との接点がない（または少ない）こどもや、現況が確認できていないこども、学校の欠席が多いこども、転入者、3歳以上かつ小学校入学前のこども（制度の狭間で見守りの目が届きにくいと想定）等について、優先的に人の目による支援等の必要性の確認を行い、早期の対応を図った事例もあるため、参考にされたい。	（内容の修正はありません） ※事例を記載する箇所が、読者にとって分かりやすい形になるように記載を工夫いたします。	－
						－	こどもに対する予防的支援を行う際、支援者だけではなく、組織全体の意見も含めた多面的なアセスメントが必要である。例えば、学校でのこどもへの支援において、担任教師が必要だと考えるケースもあれば、学校全体では他に支援が必要なこどもが存在するケースがあり、学校全体で見た際に何らかの優先順位を検討した事例もある。 ※事例を記載する箇所が、読者にとって分かりやすい形になるように記載を工夫いたします。	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、「支援優先順位の事例」について記載追加した。

対応箇所					No	ガイドライン（素案）の記載	ガイドライン（成案）の掲載内容案	掲載意図・参考元
「7. 支援への接続」	7.1	支援の流れ	支援方針の検討	ガイドライン素案 P44	6	支援方策の検討にあたっては、支援対象となる子どもや家庭の状況や、その他のアセスメント内容等を関係機関等の間で共有し、会議体等の場において検討を行うことが考えられる。この際、情報共有のみに留まるのではなく、誰が、いつ、何を行うか、どのようにフォローアップしていくかを決定し、具体的なアクションにつなげられるように検討を行うことが重要である。また、例えば虐待につながる恐れがあるようなケースにおいては、保護者・養育者等の利益を重視しすぎることで、子どもにとっての不利益につながってしまう場合も考えられる。このような場合においては特に、常に子どもの最善の利益を第一に考え、支援方策を検討することが求められる。	（内容の修正はありません）	－
					－		取り扱うデータの内容によっては、専門的な知識や経験を有していないことに起因し、子どもへの差別につながるという懸念があることから、一面的な検討だけでなく、関係機関等が多面的に支援目的や支援可能な範囲を議論し、持続的な支援を提供できるよう検討を行うことも重要である。なお、関係機関等の協力体制を検討するに当たっては、「7.2 支援の体制」を参考にされたい。	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、「支援の在り方について様々な部局との意見交換」、「関係者ごとの支援可能な範囲の擦り合わせ」について記載追加した。 ▶実証団体の報告書を踏まえ、「困難類型や支援主体に応じた情報共有の調整や試行錯誤」について記載追加した。 （資料1：P23-4）
					7	こどもデータ連携の取組においては、必ずしも自ら SOS を発し支援を求めているわけではない子どもや家庭への支援方策についても検討することが想定されるため、子どもや家庭の状況によっては、対象要件が規定され、利用にあたって申請が必要となるような支援制度や行政サービスがうまく当てはまらないことも考えられる。そうした場合、NPO 等民間団体等を含む様々な地域資源と協働することで、具体的な支援や見守り等に繋がられる可能性が広がると考えられるため、そうした地域資源についての知見があるソーシャルワーカー等が会議に参加することや、日頃から活用可能な地域資源を整理し、可視化しておく等の対応を実施することが有効である。 なお、人の目による支援等の必要性の確認と支援方策の検討については、同一の会議体等において一体的に実施することも考えられる。	（内容の修正はありません） ※事例を記載する箇所が、読者にとって分かりやすい形になるように記載を工夫いたします。	－
					－		例えば、学校におけるこどもの支援において、福祉の情報を知っているために担任教師にとって負担になるようなことがあってはならず、支援者の負担にならないよう配慮すべきである。実証事業においては、人の目による支援等の必要性の確認から支援の実施まで一貫して担任教師が実施しているものの、学校での対応が難しい場合はこども教育課と連携し、SSWや保健師による支援方策の検討・支援の実施を行ったケースも存在している。 ※事例を記載する箇所が、読者にとって分かりやすい形になるように記載を工夫いたします。	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、「支援者単体の負担にならない配慮」について記載追加した。 ▶実証団体の報告書より、事例を記載追加した。 （資料1：P23-5）
			支援の実施・フォローアップ	ガイドライン素案 P44～45	8	こどもデータ連携の取組においては、必ずしも自ら SOS を発することができない等の理由により、これまで支援につながることがなかった子どもや家庭に対してアプローチを行うことも想定される。アプローチにあたっては、まずは対象者との関係構築が必要となる場合も多く、子どもや家庭と行政や学校等との間に既に存在する接点、面会の機会等を活用する等して、相談しやすい関係づくりを行うことが重要である。 実証事業においては、乳幼児健診における問診や乳幼児全戸訪問の機会、あるいはそうした健診や訪問等が近づいていることを電話等で案内する機会を活用してアプローチを試みた事例や、学校において教師からこどもへの声掛け（直接の声掛けや、1 人 1 台端末内 34のアプリを通じたコメント等）を行った事例、児童扶養手当現況届の提出に際する面談の機会にアプローチした事例等があるため、参考にされたい。	（内容の修正はありません） ※事例を記載する箇所が、読者にとって分かりやすい形になるように記載を工夫いたします。	－
					－		リスク判定の結果から生じる差別的取扱いを防ぐためには、リスク判定をきっかけに支援対象になったことを伏せた上で支援を行ったケースもあり、要支援者であると決めつけて支援を行わないよう十分な配慮が必要である。	▶実証団体の報告書を踏まえ、「リスク判定結果から支援対象となったことを秘匿する配慮」について記載追加した。 （資料1：P23-6）
					9	フォローアップを行う際には、支援の進捗状況や効果等を記録し、必要に応じて支援策の再検討を実施する必要がある。決定した支援方策が着実に実施できているか、できていない場合その原因は何か、現場の支援者は現状の支援方策が有効だと感じているか等、支援の内容を評価し、必要に応じて改善していくことで、継続的かつ効果的な支援が可能となる。また、支援の評価にあたっては、支援を行った部局が自ら評価を行うだけではなく、第三者による客観的な評価を行うことも考えられる。	（内容の修正はありません）	
					－		支援を受けた子どもや家庭が、支援内容やその内容へのフィードバックについて意見を述べる機会を確保していくことが重要である。	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、「支援に対する意見表明」について記載追加した。
					－		例えば学級担任が変更になる等、数年で支援者の体制が変わる場合も考えられ、このような場合においても、支援の進捗や効果、評価内容等を引き継ぎ、継続的に取組を行うための方策も必要となる。	▶実証団体の報告書を踏まえ、「継続的に取組を行うための検討」について記載追加した。 （資料1：P23-7）

ガイドライン掲載内容案に係る討議資料（免責事項）

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world 〜より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とE Y ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「E Y」という。）との間で締結した令和6年10月16日付けの「こどもデータ連携についての調査研究（令和6年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。

E Yは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではありません。

本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、E Yは一切の責任を負うことはありません。